

緑の募金ご協力企業・団体様

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会
理事長 加藤 慎也
(公印省略)



緑の募金で進めよう SDGs
みなさまのご協力をお願いします

緑化の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

当委員会は、「緑の募金」活動を通じて、緑化の推進、森林の整備及び木材の利活用、並びに青少年の環境教育等に取り組み、SDGsに貢献してまいります。

緑と水に恵まれた潤いのある社会をつくり、未来に引き継いでいくために、緑の募金の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

① 「緑の募金」へのご協力方法 下記のいずれかの方法でご協力いただけましたら幸いです。

企業募金	企業名義で1口金1万円からご協力をお願いします。 ご協力いただいた寄附金につきましては、税制上の優遇措置の対象となります。
職場募金	募金封筒の回覧や、募金箱の設置により、職場の皆様のご協力をお願いします。
その他	ピンバッジや間伐材を使った小物等のPRグッズによる緑の募金もごございます。 詳しくはホームページをご覧ください。

② 「緑の募金」の振込先

金融機関	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所	口座番号	普通預金 1100202
口座名義	ミドリノボキン(シャ) アイチケンリョッカスイシンイインカイ 緑の募金 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会		

※振込用紙またはATMを利用した三菱UFJ銀行からの振込手数料は無料です。
振込用紙が必要な場合はご連絡ください。
詳しくは、「緑の募金」のお振込み等に関するご案内をご参照ください。

③ FAX送信票送信のお願い

お手数ですが、入金確認のため、別紙FAX送信票に所要事項をご記入の上、FAXまたはEメールにて送信していただきますようお願いいたします。

(送信先: info@midori-aichi.jp)

税制上の優遇措置
について(法人税)

○一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入が出来ます。

$$\text{特別損金算入限度額} = \{(\text{資本金} \times 0.375) + (\text{所得金額} \times 6.25)\} \div 2$$

○一般の寄附金の損金算入限度額 = $\{(\text{資本金} \times 0.25) + (\text{所得金額} \times 2.5)\} \div 4$

緑の募金で進めようSDGs



SDGs (持続可能な開発目標)とは、貧困や気候変動、平和、環境など世界が抱える課題に対処するため、国連が定めた17の目標です。

私たちは、緑の募金活動を通じて、学校や公園など公共施設等の緑化や森林の整備、みどりの少年団の育成を進め、SDGsの達成に向けて貢献していきます。

募金のメリット

- 学校や公共施設等に緑が増えて、地球温暖化の防止に貢献。
- SDGsに貢献することで、企業イメージのアップにつながる。
- 3万円以上のご協力で募金協力プレート、20万円以上で緑の募金感謝状を贈呈します。

「緑の募金」顕彰制度

愛知県緑化推進委員会及び市町村緑の募金団体へ「緑の募金」として多額のご寄附をしていただいた皆様に感謝の意を表するため、感謝状等を贈呈しております。

愛知県緑化推進委員会「緑の募金」感謝状等贈呈基準

区分	緑の募金 協力プレート	愛知県緑化推進委員会 会長感謝状
個人	/	10万円以上
団体		20万円以上



緑の募金協力プレート (イメージ)

(注) ① 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とする。

国土緑化推進機構「緑の募金」感謝状贈呈基準

区分	国土緑化推進機構 理事長感謝状	林野庁長官 感謝状	農林水産大臣 感謝状	紺綬褒章
個人	30万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上	紺綬褒章等の授与 基準 (昭和55年11 月28日閣議決定) による
団体	50万円以上 200万円未満	200万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上	

(注) ① 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とする。

② 同一の個人又は団体から2～3年間連続して寄付があった場合には、2～3年目の寄付の額は合計額とする。

緑の募金とは

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年6月施行)に基づき、国民の自発的な活動を生かして、森林整備や緑化推進等を図る目的で実施しています。

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番1号
愛知県三の丸庁舎内
TEL(052)963-8045 FAX(052)963-8491



E-mail info@midori-aichi.jp
Website http://www.midori-aichi.jp/
Facebook https://fb.me/aichi.ryokka/
Twitter @MidoriAichi



F A X 送 信 票

送付文は不要です。本書のみ送信してください

I ご連絡先

フリガナ			
企業(団体)名			
所在地	〒 —		
電話番号		F A X 番号	
担当部署名		担当者氏名	

II 確認事項

お手数ですが、下記の内容をご確認くださいませようお願いします。

該当する物へ ○ の記入をお願いします		回答欄	
1	領収書の発行は必要ですか	必要	不要
2	当委員会ホームページに企業(団体)名を掲載してよろしいですか (令和3年4月掲載)	はい	いいえ
3	合計1万円以上のご寄附をいただいた場合、当委員会のリーフレットに 企業(団体)名を掲載してよろしいですか (令和3年4月発行)	はい	いいえ
4	合計3万円以上のご寄附をいただいた場合、「緑の募金協力プレート」を お受け取りいただけますか (令和3年4月以降のお届け予定です)	必要	不要
5	入金確認事務を円滑に行うため、差し支えなければご記入ください。		

	企業募金	職場募金
ご協力いただける金額 (見込み)	円	円
入金予定日	年 月 日	年 月 日

III その他連絡事項

- ・領収書のあて名がご連絡先と異なる場合はご記入ください。
- ・屋号等ご連絡先と異なる名称を掲載する場合はご記入ください。
- ・PRグッズ、緑の羽根等の資材のご要望があればご記入ください。

「緑の募金」のお振り込み等に関するご案内

「大量硬貨取扱手数料」について

令和2年4月1日から、一部の金融機関で「大量硬貨取扱手数料」という手数料が新設されました。

所定の枚数以上の硬貨を金融機関の窓口で振込する場合、振込手数料とは別に「大量硬貨取扱手数料」が必要となりますので、ご注意ください。

※枚数は金融機関により異なります。(三菱UFJ銀行の場合101枚以上500枚まで550円。500枚毎に550円加算)

※ATMでは取扱手数料はかかりません。

「大量硬貨取扱手数料」の実施状況など、詳しくはご利用の金融機関へお問合せくださいますようお願いいたします。

硬貨の枚数が多い場合の「緑の募金」のお預かり方法について

硬貨の枚数が多い場合は、下記の方法をご検討ください。

寄 付 先	お預かり方法
(公社) 愛知県 緑化推進委員会	1. 三菱UFJ銀行本支店のATMから、複数回に分けてお振り込みください。 ※1回に投入できる硬貨は100枚まで。 ※三菱UFJ銀行本支店のATMに限り、振込手数料もかかりません。 2. 集まった募金とご担当者様の連絡先(名刺等)を添えて、当委員会までお持ちください。 後日領収書を発行させていただきます。
市町村等 緑の募金団体	1. お手数ですが、それぞれの募金団体へお問合せくださいますよう、お願いいたします。

「緑の募金」PRグッズに関するご案内

300円以上のご協力につき1個PRグッズをさし上げます。皆さまのご協力をお待ちしております。お申し込み方法など、詳しくはホームページ(<http://www.midori-aichi.jp/>)をご覧ください。

1個につき300円以上のご協力をお願いいたします				1枚につき500円以上のご協力をお願いいたします
 <p>ピンバッジ W25×H25×D12 アルミ製</p>	 <p>カードスタンド W100×H25×D10 県産材ヒノキ間伐材</p>	 <p>マグネット W40×H40×D8 県産材ヒノキ間伐材</p>	 <p>デザイン定規 W80×H80×D1.8 国産スギ間伐材。花のような幾何学模様が描ける定規です</p>	 <p>コットントートバッグ W32×H33×D10 A4たて型。持ち手は肩からかけられる54cmです</p>

※サイズについて W:よこ・幅 H:たて・高さ D:厚み・マチ 単位:ミリメートル